

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、群馬県内等において大規模災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、登録された災害救助犬及びその指導手の出動を要請することができるものとする。

（1）県内で災害が発生したとき

（2）県外において災害が発生し、被災者救助の必要があると認められるとき

（3）その他甲が必要と認めるとき

2 要請は文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、甲から出動の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに甲に通知するものとする。この場合において、出動人員・災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請に基づく捜索活動の実施）

第3条 乙に属する災害救助犬チームの構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条第2項により連絡した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく捜索活動の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときとする。

（実績報告）

第4条 乙は、第3条第2項により捜索活動を終了するときは速やかに甲に報告するものとする。

2 報告は文書により行うものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定による出動に関する費用は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく出動及び捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が捜索活動中に死亡若しくは負傷をし、又は捜索活動に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業

務に従事した者に係る損害補償に係る条例」（昭和38年群馬県条例第45号）の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

また、乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害救助活動等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 前項の通知は、終了日1ヶ月前までに行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成29年 1月13日

甲 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県

群馬県知事



大澤正明

乙 富山県富山市北代3915番地

特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク

理事長



津田光